

# 北宋の晋山式と住持の職能

千田 たくま

## はじめに

晋山式は寺院の住持就任儀式であるが、その現存最古の規定は、北宋（九六〇～一二二七）の崇寧二年（一一〇三）に刊行された『禪苑清規』に存する。本稿はその『禪苑清規』を中心にして、北宋の晋山式と、それにもなう開堂の意味と住持の職能について考察する。

東アジア史から見たこの北宋時代の特徴について、内藤湖南は「唐宋変革」を経て、「君主独裁制」が敷かれた「近世」であると規定し、それをさらに宮崎市定は、宋が再統一をなして、中央集権的官僚体制を構築し、貨幣経済が進展した「東洋的近世」の時代であると定義した。<sup>①</sup>

王朝と仏教の関係を見ると、北宋に先立つ五代の後周世宗（九二一～九五九）が、王朝運営上の財人的な資源不足から仏教統制を進め、無額寺院の廃毀や僧尼の出家制限などの廃仏を断行した。<sup>②</sup>その後周から禪讓を受けて誕生した北宋は、太祖（九二七～九七六）や太宗（九三九～九九七）が、後周の寺院統制政策を継承しつつも、一方で崇仏

事業を進め、アメとムチを使い分けた。<sup>3)</sup>

先行研究では、仏教僧団は、このような中央集権的官僚体制化が進む宋王朝に組み入れられて、皇帝権力に従属していくという構図のもと、寺院や住持制を論じることが多い。<sup>4)</sup>

一方、筆者は、宋代は禪宗が仏教や思想界の「共通言語」へと発展し始める時期であると推定し、そのような発展変化の時期に、寺院や僧団が、統一王朝による政治の官僚体制化と、大乘菩薩思想の広がりによって、運営規則を小乗の律から大乘の清規へと移行させ始め、住持に求める職能にも大乘菩薩思想による利他の実践を付与させたと仮説する。

このような変化を仮に「大乘化現象」と呼び、晋山式と住持制をその具体相として捉える。ただ晋山式の内容とその意味、さらに住持がどのような職能を有する必要があったのかといった研究は、ほとんど見当たらない。

いったい世界観や思想というものは、文字言語で表現されるとともに、物理的な造形や身体的空間的な儀礼・祭祀によっても表現される。特に集合的な世界観や思想は、儀礼・祭祀によって表象され、身体的行動を通して社会化されていく。

そして晋山式は、「住持」という職能を付与された人物が、仏教思想を流布する技量を僧団と社会に表明する最初の儀礼となる。

儀礼・祭祀研究の一つの意義は、このような集合的な思想を分析理解する点に存し、なかでも晋山式の研究は、住持になる意味と住持に求められた職能を解明することにある。

これをふまえ本稿では『禪苑清規』を中心資料として読解しながら、北宋の晋山式の式次第と開堂の意味、それに住持の職能を調査して、その思想と歴史的意味を探る。

では最初に、晋山式と住持の背景となる、北宋の僧侶と住持任用手続きについて、驥尾に付して千年前に到ろう。

## 一 北宋の僧団と住持任用手続き

北宋時代、公式な僧侶になるには、まず童子・行者という身分で寺院に寄宿する。その後、試經、特恩、進納の三種により得度し、度牒を發給され、授戒して大僧となる。そして僧侶になった者たちは、「供帳」され「公憑」を受けた。「供帳」とは、中央では左右街僧録司、地方では管内の僧正司が、僧尼の戸籍や住所などを籍帳に供申して、管理することである。これによって僧侶身分を保証された。「公憑」とは、僧侶の行脚認可書で、修行僧はこれらを携帯して、善知識を求めて各地を行脚遊行し、結制になると寺院に掛搭して、大衆として衆寮に寝泊まりして禪堂で坐禪をし、経藏などで経論や語録の研究をした。

その大衆の中から、有能なものが監寺（監院）、維那、典座、直歳の四知事や、首座といった頭首に選出されて、寺院行政を執り行い、やがて老齢になってくると、寮舎をもらい部屋住みとなった。

このような共同組織のなから、主首として住持が任用される。北宋の住持任用手続きについて、先行研究では国家統制のもとで管理されていたと主張されることが多い。たとえば黄敏枝氏は、本稿でも後に取り上げる『慶元条法事類』の令を根拠に、「可見十方住持雖由州僧正司提供候選名單（五人或四人）、但是最後的決定權却是官府。所以、官方不僅介入住持的圈選、而且還是全權決定、官僚干預的色彩相當濃厚、完全符合政府的管理目的。」と述べて、住持決定の最終権限は行政機関にあり、住持の選定にも官僚が介入しており、住持任用は政府の管理目的に完全に合致していたとする。

これに対して金井徳幸氏は、「住持の継承法や遊行に関する法規が、先ず官によって制定され、それによって、仏教側が変化なり、制約を受けると考えるのは、逆であると思われる。むしろ、禪刹と、僧の遊行の間に、必然的な関

係が生じたところに、官がその状況を追認し、法規に整序したとみる方が自然である。」<sup>7)</sup>と、寺院側の自治体制を、行政機関が追認したという説を提示した。つまり現代用語で言えば、住持任用手続きが、政府の認可制なのか認証制なのかという問題である。<sup>8)</sup>

では律令において住持任用は、どのように規定されていたのかを調査してみよう。北宋の律令というと、二〇〇六年に翻刻出版されて知られるようになった天聖令があるが、<sup>9)</sup>残念ながら住持に関する条文は残っていない。そこで次善の策として、唐律令を取り上げる。それというのも北宋の律令は、唐律令の影響を受けていることが知られているからだ。<sup>10)</sup>その唐律令の僧道格には、

凡そ天下の寺観の三綱、及び京都の大徳、皆な其の道徳の高妙なるを取り、衆の推す所為る者を補充せよ。若し朋党と勾合し、浪りに無徳なる者を挙すこと有れば、皆な還俗なり。

凡天下寺観三綱、及京都大徳、皆取其道徳高妙、為衆所推者補充。若有勾合朋党、浪挙無徳者、皆還俗。<sup>1)</sup>

「大徳」たるものは、修行者として優秀で、なおかつ周りに推薦される人格者を「補充（補任充当）」するようにとあって、推薦認証制であることが確認できる。

また南宋の嘉泰二年（一二〇二）に完成した『慶元条法事類』巻五〇、道釈門、住持、令に、

諸十方の寺観、住持僧道闕くれば、州、僧道正司に委ねて、十方寺観の主首を集め、年行学業有りて衆の推服する所の僧道を選挙して、次第に保明して州に申す。州、審察して定差す。無くんば即ち他処の衆の推服する所為人を官選す。頭らかに罪犯及び事故有るに非ざれば、替易を得ず。

即ち本と甲乙の承統と雖も、其の徒弟の願いて十方に改充する者は聴す。人の継紹する無く或いは毀壞して、寺觀の興葺を能わざる者も、此れに准ず。仍つて尚書礼部に申す。

諸十方寺觀、住持僧道闕、州委僧道正司、集十方寺觀主首、選舉有年行學業衆所推服僧道、次第保明申州。州審察定差。無即官選他処為衆所推服人。非顯有罪犯及事故、不得替易。

即本雖甲乙承統、其徒弟願改充十方者聴。無人継紹或毀壞、寺觀不能興葺者、准此。仍申尚書礼部。<sup>12)</sup>

修行僧が十方より参集する寺院の住持の選出は、僧司がその地域の住持を集めて協議して候補者を推薦し、それを關係者が順位認証していつて州に申請する。その候補者を州が決定差遣するのだが、もしその地域に候補者がいなかった場合には、他の地域の僧団が推薦するものを官の責任で選出しないといけない。ただし州は、寺院が推薦した候補者に、明確な犯罪や不慮のことがない限り、替えることはできないと述べており、南宋では合議推薦認証制であった。

また律令ではないが、元代の『勅修百丈清規』卷三に、議拳住持という項目があり、

〔兩序勤旧、庫司に就いて会茶して、住持の補処を議請し、仍つて江湖名勝に請い、大衆公同に選舉して、須らく宗眼明白にして、徳劭<sup>つと</sup>め年高く、行止廉潔にして、服するに堪え衆望せる者を拵ぶべし。又、当に諸山の輿論を合わして、然る後ち名を列し状を僉<sup>そ</sup>えて、所司に保申して之を請せ。(後略)

兩序勤旧、就庫司会茶、議請補処住持、仍請江湖名勝、大衆公同選舉、須拵宗眼明白、徳劭年高、行止廉潔、堪服衆望者。又、当合諸山輿論、然後列名僉状、保申所司請之。(後略)<sup>13)</sup>

寺院の役位および旧参が集まって、新命住持の任用を合議して、各地に要請し推薦を受けて採拵し、諸寺院の輿論を

一致させてから、連名署名した書類を整えて、所司に申請するようにとあり、元代も合議推薦認証制であった。

このように唐から元にかけて、住持任用方法は最初に僧团寺院の合議推薦があつて、それを州府が認証する制度である。ここから類推して、北宋も住持任用は、結界内の寺院が合議推薦し、それを州県が認証して、住持候補者に拜請に出向くということになる。つまり少なくとも住持任用については、僧团と北宋の統治関係は、僧团の自治があつて、それを官庁や王朝が認証するという構造であつた。

では、その自治共同体のなかで、どのような手続きを経て住持が要請され就任するのかを、北宋の『禪苑清規』から見ていこう。

## 一一 『禪苑清規』の晋山式準備と拜請

『禪苑清規』巻七に「請尊宿、尊宿受疏、尊宿入院」という三項目がある<sup>14</sup>。この三項目を現在の儀式に当てはめると、「請尊宿」は晋山式と拜請の準備、「尊宿受疏」は新命拜請、「尊宿入院」は晋山式当日となる。

以下、この「請尊宿、尊宿受疏、尊宿入院」を順番に読み解いていくが、住持の拜請方法には、初めて住持になる場合（出世・瑞世）と、現在住持をしている僧（現住）が別の寺に移住する場合（転住）、ないしは一度退いた者が再度住持する場合（再住）とで違いがあつた。

晋山式と拜請の準備については『禪苑清規』巻七の「請尊宿」に、次のように記している。

監院・維那が内、一人を推排し、外に頭首が内、一人を推排し、並びに前資・勤旧が心力有りて叢林に暁く事に慣熟し了る者数人を推排して、合用が錢物・行李・人輦等・或いは舟船を具え、要用が物・官疏・院疏・僧官疏・

諸院長老疏・施主疏・閑居官員疏・住持帖・本州県開報・彼処州県文牒・官員書信・院門茶榜、並べて須らく子細に備辨し、如法に安置すべし。錢物が類いの如きは、須らく一僧を選んで收支を主管せしめ、多用なるを得ず、亦た太だ儉なるを得ざるべし。官中に点検さるるを防避し、並びに声勢を張皇し不意に出だすを得ざるを上と為す。

監院維那内推排一人、外頭首内推排一人、并前資勤旧推排有心力曉叢林慣熟了事者数人、具合用錢物・行李・人轎等・或舟船、要用之物・官疏・院疏・僧官疏・諸院長老疏・施主疏・閑居官員疏・住持帖・本州県開報・彼処州県文牒・官員書信・院門茶榜、並須子細備辨、如法安置。如錢物之類、須選一僧主管收支、不得多用、亦不得太儉。防避官中点検、並不得張皇声勢出於不意為上。<sup>15)</sup>

まず要請する寺院で、行事執行と拝請準備のための諸役が立てられる。そして各疏、帖、開報、文牒、書信、茶榜といった書類が用意され、道具や費用など各種の錢物が準備された。

ここに挙げられる書類は、官疏は州県官の上奏文、院疏は寺院の上奏文、僧官疏は僧尼統制官の上奏文、諸院長老疏は法類住持の上奏文、施主疏は檀越の上奏文、閑居官員疏は高級役員官僚の上奏文である。<sup>16)</sup> 住持帖は住持要請文、本州県開報は開報とも言い寺院所在の州県の報告書、彼処州県文牒は住持予定者の地域の通行書。官員書信は官僚の手紙、院門茶榜は茶礼の貼案である。

支度が整うと拝請先の寺院に向かい、「受疏之法」つまり拝請となる。拝請は、現住が転住する場合と、雲水から初めて住持する場合とで作法が異なる。まず現在既に住持をしている人（見住持人）を、ほかの場所の寺院の住持に拝請する場合は、

受疏の法。如し是れ見住持人ならば、先ず方丈に於いて三請せよ。如し允意有らば、鼓を鳴らして衆を集め、更に須らく辞讓し已むを得ずして之を受くべし。香薫して顯示し（当に法語有るべし）、維那に宣読を請じ、陞座す。挙揚畢れば、下座して知事・首座・大衆と賀謝して、両展三礼す（賀辭に云く、榮えて上利に遷り、喜び叢林を動かす。祖師増々輝き、人天共に慶ぶ。下情欣躍の至りに任うる無し。謝辭に云く、叨りに請命を膺けて、宗風を玷けがす有り。仰いで諸天に愧じ、俯して大衆に慚ず）。

受疏之法。如し見住持人、先於方丈三請。如有允意、鳴鼓集衆、更須辭讓不得已受之。香薫顯示（当有法語）、請維那宣読、陞座。挙揚畢、下座与知事・首座・大衆賀謝、両展三礼（賀辭云、榮遷上利、喜動叢林。祖師增輝、人天共慶。下情無任欣躍之至。謝辭云、叨膺請命、有玷宗風。仰愧諸天、俯慚大衆）。（後略）<sup>(17)</sup>

専使が拝請状や疏状などを持って、住持予定者が現住している寺院の方丈に行き三請する。本人に受諾する意志があれば請を受け、大衆を集めて、再度固辞して最終的に受ける。そして拝請状や疏状などを薫香し披露して、感謝の法語を唱える。

そのあと維那に宣読を要請して陞座すると、維那が拝請状などを宣読告示し、推挙称揚を受ける。それが終われば下座して、知事や首座、大衆などと賀謝の挨拶をする。

その後、巡察して挨拶して回り、退院と入院のもろもろの準備を行い、日を定めて大衆や随行のものとともに、行脚して晋山寺院に向かった。

一方、大衆（非見住持人）から初めて拝請受けをする、いわゆる出世住持の場合は、

如し請する所、見住持人に非ざれば、先ず寮に詣でて三請せよ。如し允意有らば、住持人陞座し挙げて白す。衆

人と同に請に礼して、然る後ち住持人に礼拝して疏を受くべし。如し未だ出世を経ざれば、本院の専使預め法衣一條を備えよ。宣疏罷れば、専使呈献し、香薫して顕示して之を披すべし（当に法語有るべし）。如し已に出世を経る有れば、即ち須いず。然る後ち法座を指さして上座す（当に法語有るべし）。挙揚畢れば、下座して住持人に礼謝す。或いは大展九拜、或いは両展三礼なり（謝辭に云く、一生、辨を取り、仰いで先賢に愧ず。三請既に勤む、上命に違い難し。下情惶懼激切の至りに任うる無し。賀詞に云く、囊錘已に露れ、花雨逃れ難し。幸いに是れ仁に当たる、伏して惟るに歎慶す）。次に知事・首座・大衆と賀謝し、両展三礼す（謝して云く、叨りに請命を膺けて、宗風を玷す有り。仰いで吹嘘を荷いて、感激に任えず。賀詞に云く、喜びて人天の請を受け、榮えて仏祖の光を添ふ。下情欣躍の至りに任うる無し）。

如所請非見住持人、先詣寮三請。如有允意、住持人陞座挙白。同衆人礼請、然後礼拝住持人受疏。如未經出世、本院専使預備法衣一條。宣疏罷、専使呈献、香薫顯示披之（当有法語）。如有已經出世、即不須也。然後指法座上座（当有法語）。挙揚畢、下座礼謝住持人。或大展九拜、或両展三礼（謝辭に云く、一生取辨、仰愧先賢。三請既勤、難違上命。下情無任惶懼激切之至。賀詞に云く、囊錘已露、花雨難逃。幸是当仁、伏惟歎慶）。次与知事・首座・大衆賀謝、両展三礼（謝云、叨膺請命、有玷宗風。仰荷吹嘘、不任感激。賀詞に云く、喜受人天之請、榮添仏祖之光。下情無任欣躍之至<sup>18</sup>）。

専使が拝請先の寺院に行き、候補者のいる寮舎で三請する。本人に承允の意志があれば、当寺院の住持が陞座し、大衆に拝請推挙があったことを知らせる。それに対して候補者は大衆とともに要請への謝意の礼拝をしてから、大衆から出て住持に礼拝し、使者から拝請状を受ける。

初めて住持になる場合は、拝請状や疏状などが宣示されると、続いて専使から住持用の法衣（迦絺那衣・功德衣か）

が布施献呈される。それを候補者は、薫香してから顕示して法語を唱えて法衣を着る。

それが終われば、法座を指さし法語を唱え上座する。これはいわゆる多宝塔如来が釈尊に半座を分け与え、釈尊が摩訶迦葉尊者に半座を分け与えた故事を体现しており、維那が拜請状や疏状などを宣読するのを聞き、推拳称揚を受ける。そして下座して住持を礼拝した後に、知事や首座、大衆などと賀謝の挨拶をする。その後、書類を整え日を定めて行脚して晋山予定の寺院に向うこととなる。

### 三 『禪苑清規』の晋山式

晋山予定の寺院まで行脚し、寺院に到着すると、晋山式が行われる。尊宿入院の「入院之法」では、最初に晋山寺院までの旅上での迎接や礼拝作法が説明されて、続いて入院挂搭の儀式が示される。

入院の法。新任持人は包を打して前に在り、参随は後に在り。如し迎接に遇わば、或いは笠を下し杖を斂めて問訊し、或いは右手略およそ笠の縁を把つて低身するのみ。或いは座に就いて茶湯するを請ぜらるるも、但だ笠を卸し杖を倚もたして坐に就くのみにして、包を卸すべからず（尊宿に於いては問訊して云く、路次未だ威儀を具して礼拝するを得ず、と。官員に於いては祇だ掛して云く、路次衣服便ならず、且に望むらくは罪せざれ、と）。

入院して三門下に於いて焼香す（当に法語有るべし）。僧堂前に就けば包を解き了りて、後架に洗脚せよ。入堂して聖僧に参じて焼香し、参随とともに大展三拝し、同に巡堂一匝す。維那、位に就くを請ずれば、触礼三拝す。挂搭し訖れば、新任持の人、先ず大殿に到り、次に土地堂、次に真堂と、な并べて声法事して焼香す。知事請ずれば、方丈に入り座に据る。顕示し訖れば、知事礼謝し、略そ人客と相見す。須臾しばらくして鼓を鳴らして升堂し、次

第に人事す。賀謝は解結の礼の如し（賀詞に云く、伏して承う象駕して光り法筵に据るを。下情喜躍の至りに任うる無し。謝詞に云く、自ら慚ず非器にして窃かに名藍に据わるを。下情惶恐の至りに任うる無し）。

至晚小參は、三日を准と為す。次日早晨に看官して、次第に人事す。扨日開堂纔に到りて、人事稍く定む。便ち合に特為の專使・參隨、並びに迎請の官員・施主、及び前資・勤旧相に伴うべし（參隨の人、礼は須らく和会すべし。未だ入院せざる前、先馳をして別に一寮を打畳せしめ安置す。候、定畳せば、諸寮に散入す）。

入院之法。新任持人打包在前、參隨在後。如遇迎接、或下笠斂杖問訊、或右手略把笠縁低身。或請就座茶湯、但卸笠倚杖就坐、不可卸包（於尊宿問訊云、路次未得具威儀禮拜。於官員祇揖云、路次衣服不便、且望不罪）。

入院於三門下焼香（当有法語）。就僧堂前解包了、後架洗脚。入堂參聖僧焼香、同參隨大展三拜、同巡堂一匝。維那請就位、触礼三拜。挂搭訖、新任持人、先到大殿、次土地堂、次真堂、并声法事焼香。知事請、入方丈据座。顯示訖、知事礼謝、略与人客相見。須臾鳴鼓升堂、次第人事。賀謝如解結之礼（賀詞云、伏承象駕、光据法筵。下情無任喜躍之至。謝詞云、自慚非器、窃据名藍。下情無任惶恐之至）。

至晚小參、三日為准。次日早晨看官、次第人事。扨日開堂纔到、人事稍定。便合特為專使・參隨、并迎請官員・施主、及び前資・勤旧相伴（參隨人礼須和会。未入院前、令先馳別打畳一寮安置。候定畳、散入諸寮）。

行脚の途中で、歓待にあつても荷物は下ろさずに問訊するようにとあり、僧侶は俗人僧侶に関係なく挨拶をしていくことがわかる。これも大乘の現象の一端と見て取れる。

三門に到着すると焼香し法語を唱える。そのち僧堂（禪堂）に向かい、旅装を解いて、禪堂後の洗い場（後架・便所）で洗足して二便往来してから、入堂して随行者とともに聖僧に焼香し大展三拜、巡堂して、帰位して首座および大衆と触礼三拜して、掛搭の手続きと大衆との挨拶をおえる。

つづいて仏殿（大雄宝殿）、土地堂、祖師堂（真堂）で声明を唄して焼香する。終わると方丈に入って座に抛り「顕示」される。資料では方丈で何を顕示するか不詳だが、おそらく法衣や帖疏を顕示したと仮定しておく。その後、法堂に法鼓出頭して、順次挨拶があり、祝賀が述べられる。そして夕方になるとその寺院の大衆との問答説法いわゆる「当晚小参」がなされる。「小参」は三日間が標準だとされる。そして晋山式の翌朝、官庁に答礼に向き、順次挨拶に回る。その後、選定日に開堂を行うと、やっと世間儀礼が終わる。これら一連の儀式は、専使、参随、官員、施主、前資、勤旧も一緒に同行しないとイケなかった。

以上のように『禅苑清規』の晋山式は七つの場面で構成される。一、入門と僧堂掛搭、二、諸殿堂での法会、三、方丈での住持手続きと相見、四、升堂説法して祝賀、五、当晚小参、六、答礼、七、開堂である。これが晋山式の基本構成となる。

晋山式の最後に記述されている開堂は、「択日開堂」とあるのみで、具体的な内容がわからない。そこで北宋の開堂が、どのような儀式なのかを次に考察しよう。

#### 四 開堂の意味

北宋の開堂について、大観二年（一一〇八）に刊行された『祖庭事苑』巻八の雑志門に、次のように註釈されている。

開堂、迺ち訳経院の儀式なり。毎歳の誕節、必ず新経を訳して上進し、一人の寿を祝ぐ。前両月、二府皆な集い、以て翻訳を観る、之を開堂と謂う。前一月、訳経使と潤文官と又た集い、以て新経を進む、之を開堂と謂う。

今、宗門、長老住持に演法の初むを命ずるを、亦た以て之を開堂と謂う者は、謂わゆる仏祖の正法眼藏を演じ、天筭を上祝し、又た四海生靈の福を以為うゆえ、是れ亦た之れを開堂と謂うなり。

開堂、迺訳経院之儀式。毎歲誕節、必訳新経上進、祝一人之寿。前両月、二府皆集、以観翻訳、謂之開堂。前一月、訳経使、潤文官又集、以進新経、謂之開堂。

今宗門、命長老住持演法之初、亦以謂之開堂者、謂演仏祖正法眼藏、上祝天筭、又以為四海生靈之福、是亦謂之開堂也。<sup>20</sup>

開堂には二つの儀式があつて、一つは訳経院の儀式で、皇帝の誕生節に、必ず新しい經典を翻訳進上して、皇帝一人の長寿を祝うのだが、その二ヶ月前に、中央の政治を司る中書門下と軍政を司る樞密院との二府が集まり、翻訳事業を観る儀式と、一ヶ月前に、訳経使と潤文官が新経を進上する儀式を開堂と言つた。もう一つは、住持に命じて説法を始めさせるのを開堂といい、それは仏法を開演して、人々と天候の安定を祝うとともに、世界万物の幸福を祈念するものだとある。

ではこの二つの開堂について、もう少し資料や先行研究を調査してみよう。まず訳経院の開堂だが、これは黄啓江氏などの研究によると、訳経院は經典を翻訳する王立施設で（後に伝法院と改名される）、その訳経院で皇帝の誕生日に翻訳成果を進上した。それは宋室が実施した功德回向事業の一つであつた。訳経院は、太平興国五年（九八〇）に設置されたが、元豊五年（一〇八二）に廃止されており、この訳経院の開堂は、一一世紀に消滅することになつた。<sup>21</sup>

もう一つの開堂、住持の最初の説法問答法会については、まず宋以前の開堂の例として、南漢の大宝七年（九六四）に立てられた『大漢韶州雲門山大覚禪寺大慈雲匡聖宏明大師碑銘』に例がある。それによると雲門と南漢高祖の劉龔

(八八九〜九四二)が、九一八年、韶陽(広東省韶関市)の靈樹寺において対面して問答説法し、

師、是の時、詔を奉じて対揚し、便令ち説法す。授くるに章服を以てし、次年又た賜う。本州に於いて軍民の為に開堂し、師、知聖の筵に抛り、雪峰の法を説く。牧守何希範礼足して曰く。(後略)

師是時、奉詔対揚、便令説法。授以章服、次年又賜。於本州為軍民開堂、師抛知聖筵、説雪峰法。牧守何希範礼足曰。(後略)<sup>22)</sup>

と、翌年頃に開堂しているが、雲門は、軍民の為に開堂を行ない、前住職知聖禪師の説法の間を引き継ぎ、雪峰禪師の教えを説法し、韶州刺史の何希範が礼足したとある。つまり五代南漢での開堂は、広く民間に仏法を公開説示し、世俗教化を開始する場で、この時は刺史などの世俗身分に関係なく和尚に礼拝した。

北宋の『天聖広灯録』卷一二の幽州談空章にも、

幽州談空禪師のこと。鎮州牧、姑有りて尼と為り、行脚より廻りて、開堂して人の為にせんと欲す。牧云く、乞う師、勸過せよ。師問うて云く、見説くならく汝開堂して人の為にせんと欲すと、是なるや否や。尼云く、是。師云く、尼は是れ五障の身、汝作麼生か人の為にせん。(後略)

幽州談空禪師。鎮州牧有姑為尼、行脚廻、欲開堂為人。牧云、乞師勸過。師問云、見説汝欲開堂為人、是否。尼云、是。師云、尼は五障之身、汝作麼生為人。(後略)<sup>23)</sup>

とあり、北宋でも開堂は、自利行から「為人度生」の利他行へ転ずる、「出世」儀式であると捉えられていた。

先の雲門碑銘には、刺史が開堂に参集して和尚を礼足したという例があったが、『天聖広灯録』でも卷一三の金沙章に「開堂の日、州主並びに在城の官僚集う。時に僧有りて問う、昔日梵王親しく仏に請い、迦葉白槌す、事若何。師云く（開堂日、州主并在城官僚集。時有僧問、昔日梵王親請仏、迦葉白槌、事若何。師云）とあり、卷二九の広慧志全章に「祥符中、信州の牧、開堂を請う（祥符中、信州牧請開堂）」とあり、卷二九、報本義円章に「開堂の日、州牧と大衆と既に集う。師拈香し畢る。僧問う（開堂日、州牧与大衆既集。師拈香畢。僧問）」とある。<sup>24</sup>

つまり開堂は、釈尊の「梵天勸請」になぞらえて、州の長官などが住持に説法を要請し、なおかつ当日に長官官僚をはじめ民衆が参集する儀式であることが判明する。

また南宋資料だが、仏教外からの情報として朱熹（一一三〇～一二〇〇）が『朱子語類』で、開堂について批判的な事例を挙げており、

頃、曾孝敘、青州に知となる。一僧に開堂を請う、観る者甚だ衆し。其の僧忽ち云く、此の知州是れ爾、青州半面の天子と。孝敘、大いに惶恐して、即時に自効し、此の僧を枷して獄に送る。

頃曾孝敘知青州。請一僧開堂、觀者甚衆。其僧忽云、此知州是爾、青州半面天子。孝敘大皇恐、即時自効、枷此僧送獄。<sup>25</sup>

ここでも青州刺史の曾孝敘が、開堂を要請して出席しており、檀越の布施による開催であることが理解できる。

さて開堂の式次第については、北宋の『建中靖国統灯録』卷六の大覚懷璉章に、

師、皇祐二年十二月十九日、仁宗皇帝、宣して後苑の化成殿に入らしめ、一に開堂時の儀範に依らしめ、陞座説

法せしむ。

師、皇祐二年十二月十九日、仁宗皇帝宣入後苑化成殿、令一依開堂時儀範、陞座說法。<sup>26)</sup>

と、皇祐二年（一〇五〇）の宮中化成殿での登座說法が、開堂の儀範に依拠して行われたとあり、一定の式次第があったことがわかる。この化成殿での次第を見ると、まず左街副僧録の清滿が謝恩して啓白したあと、懷璉が陞座して拈香祝聖してから坐を敷く。すると華嚴禪師が白槌して「法筵云々」の語を唱えて問答の開始を告げ、懷璉が鈞語（垂語）して、問答が始まり、最後に提綱がなされている。<sup>27)</sup>

ただし一点指摘しておくべきは、この懷璉の開堂では、祝聖が行われているが、祝聖は定例儀式ではないということだ。実際、北宋の多くの開堂では祝聖は行われていない。たとえば前出の『天聖広灯録』巻二九、報本義円章では「開堂日、州牧与大衆既集。師拈香畢。僧問」と、拈香は行われているが祝聖は行われていなかった。

開堂で祝聖が行われるのは、下賜や勅許があったときのみで、皇室の婦依と布施に対して、僧侶が「人事」する、つまりあえて人情に従って謝意を表すものである。<sup>28)</sup>これは北宋の殿試が、科挙官僚制度に対する君主独裁権（皇権）の発動であるのと類似して、州県という官僚認証制度に対する皇権の発動を表す現象である。いわゆる組織におけるボトムアップ型の立案に対するトップダウン型の指示命令である。

つまり北宋の開堂における祝聖は定例儀式ではなく、皇帝皇室から勅旨臨席や献香布施があった場合に、皇帝からの下賜勅許への謝意として開堂に挿入される臨時儀式である。<sup>29)</sup>

以上から導かれる、北宋における寺院の開堂をまとめると、式次第の基本骨格は参集、登座、白槌、鈞語（垂語）、提綱である。主催者は檀越で、官僚など士人層が多いようで、費用もその士人層である。参集者は官僚はじめ民衆が集い、いわば寺院を場とした「祝祭的」意味があった。内容は住持が法堂や法座に登り、大衆の僧と問答說法する。

その意図は、衆生済度の開始を宣言するとともに、天候・施主・万物の福寿を祈禱するものであった。

## 五 北宋の住持の職能

さて最後に、北宋の住持には、どのような職能を求められ、どのような存在意義があったのかを、『禪苑清規』巻七の尊宿住持から探ろう。尊宿住持には以下のように示されている。

仏の揚化に代つて、表異し知事す、故に伝法と云う。おのおの一方に処して、仏の慧命を續ぐ、斯れを住持と曰う。初転法輪するを、命じて出世と為す。師承、抛有るを、乃ち伝灯と号す。

代仏揚化、表異知事、故云伝法。各処一方、続仏慧命、斯曰住持。初転法輪、命為出世。師承有抛、乃号伝灯。<sup>(30)</sup>

つまり住持には、「伝法、住持、出世、伝灯」というように四つの職能が必要と認識されていた。それは一、伝法者として、仏の発揚教化に代わつて、仏法に通曉し教示していく。二、住持者として、行脚せず寺院に止住して、仏法の命脈・目標を継続させる。三、出世者として、世間に教化説法していく。四、伝灯者として、言動に法灯継承の根拠を持つ、というものであった。

このような四つの職能が求められる背景には、北宋の以下の四つの状況がある。まず五代から宋代は、後周の世宗の法難に見られるように、仏教に寄生し利用しようとする人口が増大し、また教団制度そのものも時代にそぐわず、公私混同が進み制度疲労をおこしていた。それを刷新するために、無一物・無所有を表彰し指導する「伝法」が必要と認識されていた。

次に僧侶の行脚遍参の風習が挙げられる。北宋では修行者は制間には、靈地や高僧を求めて各地を行脚し、制中には安居し仏法を学んだ、その流動する修行者のために、住持は寺院に留まって、且過者掛搭者を接化し提唱する、「住持」が必要と認識されていた。

そして教宗や律宗のように、寺院にこもって經典を研究し、律を墨守し、僧侶だけを対象とするのではなく、先程見た開堂のように、衆生済度ないしは世俗に対応していく、「出世」の役割が要求されていた。

最後に「伝灯」の師承が必要とされた。師承とは評価認証を受けて根拠を得ることで、組織的には指導者の質を保証すること、個人的には言動に宗教的根拠を持つことで、既に五代の清凉文益（八八五～九五八）の『宗門十規論』拳令提綱不知血脈第三に、

夫れ宗乗を拳唱して、法要を提綱せんと欲するも、若し血脈を知らざれば、皆な是れ妄称にして異端なり。

夫欲拳唱宗乗、提綱法要、若不知於血脈、皆是妄称異端。<sup>1)</sup>

とあって、血脈・祖統の問題が指摘されている。宋に入っても、景德元年（一〇〇四）に完成した『景德伝灯録』を初めとする灯史の制作や、仏日契嵩（一〇〇七～一〇七二）と天台の四明知礼（九六〇～一〇二八）との間での祖統説論争があり、祖統（法系）意識の高まりが見て取れるが、その原因や状況については、今後の研究を必要とする。また『禪苑清規』にあつては、嗣法関係の表明は規定されておらず、それは南宋を待つ。

つまり北宋の住持には、伝法Ⅱ洞察力と指導力、住持Ⅱ組織運営力、目標設定力、出世Ⅱ表現力、説得力、伝灯Ⅱ連続性と正当性というように、一般社会と共同体の両方で公共性を持ち、仏教の目標を明確にして、広く人々に認証されることが求められた。

## まとめ

『禪苑清規』を中心資料に、北宋の晋山式と開堂、それに住持の職能について考察してきた。その結果、まず北宋の住持任用手続きは、地域寺院が合議推薦して、それを州県の刺史が認証する合議推薦認証制であった。つまり金井徳幸氏の主張に近い。

晋山式の次第は要請側の寺院が、州県の各疏や帖、開報、文牒といった書類を準備し、各種の錢物を整えて、拝請に出向く。

拝請では、候補者の寮舎や方丈などの居室で、非公式に三請いわゆる三顧の礼によって要請し、候補者に受意があれば、公式に一山大衆を集めて拝請を行う。拝請では最初に要請を受けて、各疏や帖を薰じ宣説を請じて登座するが、初めて住持する場合は、この時に住持用の法衣を布施され改衣して登座する。下座すると一山の知事や大衆と賀謝の挨拶をする。

その後、準備をして晋山先の寺院へ向かい、到着すると晋山式となる。晋山式の式次第は、三門焼香↓僧堂掛搭↓仏殿焼香↓土地堂焼香↓祖師堂焼香↓方丈拋座↓法堂法鼓出頭↓升堂祝賀挨拶↓当晚小参（三日間）↓翌日答礼↓後日開堂という順番であった。

北宋の開堂には二つの意味があり、一つは訳経院の儀式を指し、もう一つは寺院に住持就任後、初めて俗人を集めて説法問答を披露するのを指す。寺院の開堂の式次第は参集↓登座↓白槌↓釣語↓提綱という順番で、檀越が開催し、官僚以下民衆が集い、住持が法座に登って大衆と問答説法し、天候・施主・万物の福寿を祈禱し、衆生済度の力量を見せ、衆生済度の開始を宣言することを目的とした。皇帝の長寿を祈る「祝聖」は、いまだ定式化していなかった。

また寺院内や宗教儀式に限れば、「人事」＝「世間的礼節」をいっつも「不拝俗人」を守っており、仏教の超俗性が保たれていた。そして護国仏教の象徴で仏法の王法への従属を表すとされている「祝聖開堂」も、北宋の晋山式では意味が異なり、なおかつ定例儀式ではなかった。

北宋の住持の職能は、まず指導力が求められたが、それ以外に寺院に住居して運営を統括する運営力と、行脚寄留してくる修行者を接化し仏法を伝えていくとともに在俗信者に説法していく説明力、さらに世間的にも僧团的にも認証を受けて、その言動に宗教的な根拠を持つ必要があった。

このように住持が、僧団と社会の両方で認証を得て、聖凡の両者を教化していく役割を担うというのは、社会参加を強く意識する大乘菩薩思想の現れ＝大乘化現象であると仮説する。つまり従来の制度史による研究も必要だが、住持制度と寺院制度を、大乘菩薩思想の展開という思想的視座から考察していく必要を提言したい。

最後に、「はじめに」で指摘したように、先行研究では、宋代、仏教は中央集権が進む宋王朝に組み入れられ、僧団の住持制度も行政機関による認可制（ないし許可制）であったと理解されていた<sup>32</sup>。だが今回の考察によれば、少なくとも北宋期は、住持選出と任用には僧団の合議推薦という自治が存在し、行政機関の認証であった。

東アジア住持制度は、この『禪苑清規』の合議推薦認証制を祖型として、南宋では『校定清規』など、元では『勅修百丈清規』などが制作され、さらにこれらが日本へと移設されて、広く住持制度が形成されていく。このような展開を考えると、定説となっているような、東アジアの僧団は国家の統制下にあり、住持就任に認可を必要とし、王朝と仏教の関係は専制国家とそれを下支える共同体であったという二極構図は再考を要しよう。

注

- (1) 内藤湖南『中国近世史』内藤湖南全集第一〇、筑摩書房、一九六九年。宮崎市定『東洋の近世』中央公論新社、一九九九年。
- (2) 牧田諦亮『五代宗教史研究』平楽寺書店、一九七一年、論攷篇一、五代王朝の宗教政策。
- (3) 北宋の仏教と政治・社会の關係については、以下の先賢の研究がある。塚本善隆『中国近世仏教史の諸問題』大東出版社、一九七五年、第一部第一宋の財政難と仏教。高雄義堅『宋代仏教史の研究』百華苑、一九七五年、第一章～三章。竺沙雅章『中国仏教社会史研究』同朋舎出版、一九八二年。竺沙雅章『宋元仏教文化史研究』汲古書院、二〇〇〇年、第三部宋代の社会と宗教、第一章宋初の政治と宗教。黄啓江『北宋仏教史論稿』台湾商務印書館、一九九七年。ちなみに先行研究は、二〇世紀に流行した皇国史観や發達史観（唯物史観）に基づくことが多く、ファシズムであれマルキシズムであれこのような対立史観は、単純な二極構造で歴史を語ろうとするため、注意が必要だ。もちろんなかには竺沙氏のように、社会文化史的視点からの研究も存在する。
- (4) たとえば林徳立氏は「国家が仏教教団に対して絶
- 対的優位に立ち、思うがままに教団を操れるようになったことを意味する。それを可能にしたのは、言うまでもなく、貴族政治に代わる宋代の君主独裁制の確立であったと考えられる」と述べている。林徳立『中国禪宗叢林清規史の研究』山喜房仏書林、二〇一一年、二〇一頁。鄭夙雯「十方住持制の形成過程」『印仏研』五三一、二〇〇四年。
- (5) 以下の北宋の僧侶の生涯については、次の教章を参照した。高雄義堅「宋代の仏教諸制度」同『中国仏教史論』平楽寺書店、一九五二年。小川貫弑「宋代寺院の特質」『印仏研』一七一、一九六八年。小坂機融「宋代寺院僧尼制度と清規——特に籍帳の供申と行遊の判憑を中心に——」『駒沢大学仏教学部研究紀要』二六、一九六八年。竺沙雅章『中国仏教社会史研究』同朋舎出版、一九八二年、前編第一章、宋代壳牒考。竺沙雅章「宋代仏教社会史について」佐竹靖彦ほか編『宋元時代史の基本問題』汲古書院、一九九七年。
- (6) 黄敏枝「宋代政府対於寺院的管理政策」『東方宗教研究』一期、一九八七年、一一三頁。ちなみに日本語訳は「十方住持は州の僧正司が候補の名簿（五人あるいは四人）を提供するのによるのだが、

- 最後の決定権は官府にあることがわかる。ゆえに、政府は住持の選定に介入するだけではなく、さらに全ての権利の決定に、官僚が干渉する色彩が相当濃厚で、完全に政府の管理目的に符合している。」となる。また黄敏枝『宋代仏教社会経済史論集』台湾学生書局、一九八九年。
- (7) 金井徳幸「宋代禅刹の住持差充とその周辺」『禅文化研究所紀要』二六、二〇〇二年、一七八頁。
- (8) 認可と認証の違いは、認可はある行為や文書に対して、行政機関の同意と事前審査を経て、要件を満たしていれば行政機関が法律上の効力を許可する。一方、認証はある行為や文書が、正当な手続きでなされていれば、行政機関がそれを証明する。
- (9) 天一閣博物館・中国社会科学研究院歴史研究所『天一閣藏明鈔本天聖令校証』上下冊、中華書局、二〇〇六年。
- (10) 竺沙雅章「宋代仏教社会史について」佐竹靖彦ほか編『宋元時代史の基本問題』汲古書院、一九九七年、四五六頁。
- (11) この唐の僧道格の条文は、鄭頭文『唐代律令制研究』北京大学出版社、二〇〇四年による。
- (12) 『慶元条法事類』新文豊出版社、一九七六年、四七六頁下。「保明」は担保証明で、保証する、許可する。「定差」は差定で、当役者を決定して差遣する。
- (13) 『勅修百丈清規』卷三、議挙住持。大正蔵四八、一一三〇頁中。
- (14) 『禅苑清規』は、新文豊出版公司版『中統蔵経』第一一冊所収本の『重彫補註禅苑清規』を用いた。以下これを『禅苑清規』と略称し、頁数を挙げる場合、「中統蔵卷某某、某頁」と表記する。ちなみに『禅苑清規』以外の『中統蔵経』から引用する資料の巻数頁数も、すべて新文豊出版公司版に拠っているので、これらも『禅苑清規』の略称表記に準ずる。『禅苑清規』については、中世禅籍叢刊編集委員会編『禅宗清規集』中世禅籍叢刊第六卷、臨川書店、二〇一四年、所収の『禅苑清規』を参照した。訓註としては、鏡島元隆、佐藤達玄、小坂機融共編『訳註禅苑清規』曹洞宗宗務庁、一九七二年。および中尾良信、尾崎正善、晴山俊英編著『禅語録傍訳全書 禅苑清規』全四卷、四季社、二〇〇六年、二〇〇七年がある。
- (15) 『禅苑清規』卷七、請尊宿、中統蔵卷二、九二四頁下。「備辨」は用意する。「防避」は予防し迴避する。「張皇」は拡張し盛大にする、勢いを盛んにする。「声勢」は勢い、氣勢。「張皇声勢」は虚

- (15) 張声勢に同じで、派手にする、虚勢を張る。
- (16) 閑居官員については、竺沙雅章『宋元仏教文化史研究』汲古書院、二〇〇〇年、第三部宋代の社会と宗教、第八章宋代官僚の寄居について、を参照した。
- (17) 『禪苑清規』卷七、尊宿受疏、卍統藏卷二一、九二四頁下～九一五頁下。
- (18) 『禪苑清規』卷七、尊宿受疏、卍統藏卷一一一、九一五頁上～下。「或大展九拜、或両展三礼」の「大展」とは、座具を全部広げて長方形にして、身体を臥伏叩頭する五体投地の礼式。「両展」とは、座具を半分広げて正方形にして、身体を座伏叩頭する五体触地の礼式。また後の晋山式の項で登場する「触礼」は、立位の場合は、座具を畳んだ棒状のまま手で持ち、座具が触地するまで低頭するか、逆に持ち上げる礼式。坐位の場合は、座具を折りたたんで短冊状にして、身体を座伏して座具に叩頭する礼式。これらの礼式の他に、触地しない問訊や揖などがある。身体所作は名称が同じでも、時代と地域により変化があるので難解である。
- (19) 『禪苑清規』卷七、尊宿入院、卍統藏卷二一、九二五頁下。「人事」は仁義・慈悲に従って世間の礼をなすこと、世事・世辞・礼節。「声法事」は梵唄・声明（唱名）すること。「象駕」は高僧が来る。「看官」は官を訪問する。「択日」は吉日、吉日を選択する、選択した日。「択日選時」ともされる。「迎請」は出迎える。「打量」は手配する、整理する。「候」は時候、時期、状況。「定量」は安定する、妥当な、確実な、適切な。
- (20) 『祖庭事苑』卷八、雜志、開堂の項。卍統藏経卷一一三、二三五頁上～下。ちなみに『宋会要輯稿』道釈二之八では「每生辰、必進新経。前両日、二府皆集、以觀翻訳、謂之開堂」とある。
- (21) 黄啓江「北宋的訳経潤文官与仏教」『故宮學術季刊』七―四。一九九〇年、一三～三一頁。のち、同『北宋仏教史論稿』台湾商務印書館、一九九七年に所収。竹内孝善「宋代翻訳経典の特色について」『密教文化』一一三、一九七六年。
- (22) 『大漢韶州雲門山大覚禪寺大慈雲匡聖宏明大師碑銘』、『全唐文』八九三。
- (23) 『天聖広灯録』卷一一、幽州談空章、卍統藏経卷一三五、七一〇頁下。
- (24) 以上の引用は、卍統藏経卷一三五、金沙章、七二一頁下、広慧志全章、八八九頁上、報本義円章、八九〇頁上。

(25) 『朱子語類』卷一〇六、漳州。

(26) 『建中靖国統灯録』卷六、大覚懷璉章、卍統藏經卷一三六、一〇〇頁下。

(27) 『建中靖国統灯録』卷六、大覚懷璉章、卍統藏經卷一三六、一〇〇頁下、一〇一頁下。

(28) たとえば仏陀徳遜は「詔旨を奉じて慧林に住（奉詔旨住慧林）」して、開堂の日に皇帝から「降香」があり、拈香祝聖を行っている。『建中靖国統灯録』卷一三、仏陀徳遜章、卍統藏經卷一三六、一九七頁下。

(29) 鄭夙雯氏は、北宋の首山下の開堂で既に「一、拈香祝聖。二、拈香文武官僚。三、嗣法香」の形式があったとするが、祝聖などは、布施や臨席があった場合であって、開堂の定例儀式ではない。また鄭氏が典拠にする『古尊宿語録（古尊宿語要）』は、南宋の刊行であり、なおかつその後改版もされている資料であって、内容をただちに北宋の事例とはできない。北宋資料によって傍証する必要がある。鄭夙雯「宋代禪林における「祝聖上堂」の意義」『印仏研』五一―二、二〇〇三年、七八頁。また鄭夙雯「宋初期臨濟宗の研究」山喜房仏書林、二〇〇六年、第五章第一節宋代禪林における祝聖行事。

(30) 『禪苑清規』卷七、卍統藏卷一一一、九一六頁上。「揚化」は法門を発揮発揚、教化指導すること。「表異」は表彰、旌表つまり賞賛し伝承すること。「知事」は通曉していること、統轄すること。

(31) 『宗門十規論』拳令提綱不知血脈第三、卍統藏經卷一一〇、八七八頁下。

(32) 前掲注4、6。たとえば鄭夙雯氏は、十方住持制寺院においては、仁宗朝の時に住持は官府の認可が必要であったとしている。鄭夙雯「十方住持制の形成過程」『印仏研』五三一―二、二〇〇四年、一四四―一四五頁。